

「(仮称) 町田市自治基本条例 (素案)」
パブリックコメント実施結果

町田市政策経営部企画政策課

「(仮称) 町田市自治基本条例(素案)」に関する意見募集の実施概要

市では、より成熟した「協働型社会」の実現を図るため、「(仮称) 町田市自治基本条例」の制定に向けた検討を進めてきました。

このたび、条例制定にあたり、より多くの市民の方のご意見を伺いたいと考え、意見募集を行いました。

1. 意見の募集期間

2010年8月2日(月)から2010年8月31日(火)まで

2. 意見の募集方法

- 「広報まちだ8月1日号」に概要を掲載
- 8月1日から「町田市ホームページ」に詳細を掲載
- 以下の窓口にて資料を配布

企画政策課(市役所本庁舎3階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)、各市民センター、木曾山崎センター、玉川学園文化センター、各市立図書館、町田市民文学館

3. お寄せいただいたご意見の内訳

10人、1団体から90件のご意見をお寄せいただきました。ご意見の内訳は次のとおりです。

項目	件数
(1) 条例の検討経過、条例制定に向けたスケジュールに関する意見	6件
(2) 条例名称に関する意見	2件
(3) 条例素案に関する意見	56件
① 条例全般について	(5件)
② 前文について	(11件)
③ 目的について	(4件)
④ 定義について	(4件)
⑤ 自治の基本理念について	(4件)
⑥ 自治の基本原則について	(5件)
⑦ 市民の役割について	(9件)
⑧ 市の役割について	(12件)
⑨ 条例の改正等について	(2件)
(4) 自治を推進するための制度や仕組みに関する規定を条例に盛り込むことを求める意見	16件
(5) 自治を推進するための具体的な取り組みに関する意見	9件
(6) その他	1件

※ ご意見の概要と市の考え方は次ページ以降をご覧ください。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約して掲載しています。

「(仮称) 町田市自治基本条例 (素案)」に関するご意見の概要と市の考え方

(1) 条例の検討経過、条例制定に向けたスケジュールに関する意見 (6件)

ご意見の概要	市の考え方
示された素案に 2006 年の検討委員会の答申「町田市における自治基本条例のあり方について」の内実が反映されていない。(同様 1 件)	本条例は、答申の内容を踏まえつつ、条例の実効性を高めるため、情報共有と協働の推進に重点を置いた簡潔な条例とします。本条例の趣旨に沿った新たな取り組みについては、2011 年度に策定する中期経営計画 (市政運営の基本となる 5 ヵ年の計画) に反映していく予定です。
自治基本条例検討委員会の答申が 2006 年 2 月に出されていたにもかかわらず、なぜ今まで実質的に放置されてきたのか。	2006 年度以降、自治基本条例の制定に向けて、市民との情報共有と協働を推進するための具体的な取り組みとして、パブリックコメントの制度化やコールセンターの開設などを行ってきました。また、答申の提言内容について、実効性の観点から検討を行ってきました。
自治基本条例は、制定の過程でいかに市民の多様な意見・議論を反映していけるかが鍵になる。制定を急ぐのではなく、時間をかけて主体間の議論がおこなわれるよう、スケジュールの見直しが必要である。(同様 2 件)	市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と市または市民同士の情報共有と協働を更に推進することが重要であり、その部分に重点を置いた条例として制定したいと考えております。今後、市民の多様な意見や議論を踏まえながら、条例を成長させていきたいと考えています。

(2) 条例名称に関する意見 (2件)

ご意見の概要	市の考え方
シンプルで普遍的な名称が良いので、「町田市自治基本条例」を推す。あえてやさしくするならば「町田市私たちのまちの自治基本条例」とする。	分かりやすく、簡潔な名称とするため、「町田市自治基本条例」とします。
主役は市民だから「町田市市民自治基本条例」が適切である。	

(3) 条例素案に関する意見 (56件)

① 条例全般について (うち 5 件)

ご意見の概要	市の考え方
条例の文章は、市民が読みやすく、容易に理解できるよう、ですます調とすることを提案する。また、重複事項があっても懇切丁寧に説明することが望ましい。条例を文章化する際には、市民参加で文章を練ることを要望する。	いただいたご意見や条例の制定目的を考慮し、市民が親しみやすい条例とするため、本条例の条文は「ですます調」とします。また、簡潔な条例とするため、できるだけ重複事項をなくすようにしたいと考えています。

(3) 条例素案に関する意見

① 条例全般について（つづき）

ご意見の概要	市の考え方
この条例は、市政運営における“最高規範”であり、市はその他の条例、規則等の制定及び法令、条例、規則等の解釈及び運用にあたっては、この条例を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。いわゆる「町田市の憲法」である。できる限り、具体的規定による実効性のある規範とする。	本条例は、町田市における「自治の礎」と位置づけ、今後の市政運営においては、この条例の趣旨を尊重して取り組みを進めます。また、条例の実効性を高めるため、情報共有と協働の推進に重点を置いた簡潔な条例とします。
(1) 市民と市の間にある共通の問題をより円滑に取り上げ解決していくこと、(2) よりシンプルな形で行政が推進されることにより財政のムダを無くすこと、(3) 市民が自分の周囲にある諸問題を情報として市に提供するとともに、自主的に解決できる問題を自身で解決するために市の支援を受けて迅速に処理することが可能となるための条例であることが重要である。	本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。具体的な仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。ご意見については、今後の市政運営の参考とさせていただきます。
市民が参加して活動する場を半強制的に与える根拠となる条例にするべきである。	自治の趣旨に鑑み、市民がまちづくりに参加することを強制することはできませんが、本条例の制定により、より多くの市民がまちづくりに参加するようになることを期待しています。
条例のあらましを、市民、議会、行政の権利、義務及びそれぞれの間の情報のインターフェイスを手段（審議会、懇談会、市民の請求による住民投票制度、パブリックコメント等）を含めて一枚のフロー図で示していただきたい。	条例のあらましを分かりやすく説明するため、条例制定後に逐条解説を作成する予定です。この中に、条例全体のフロー図を示したいと考えております。

② 前文について（うち11件）

ご意見の概要	市の考え方
素案の「市民が主体的にまちづくりを行う伝統は、町田市の誇りである」という表現は、あまりにも曖昧であり、もっと具体的な表現がなされるべきである。（同様1件）	ご意見を参考に、表現を精査します。なお、条文で表現しきれない部分については、条例制定後に作成する予定の逐条解説で補足したいと考えています。
「共生と協働の精神に基づき」ではなく「参加と協働の精神に基づき」ではないか。参加し、協働してはじめて「共生」が成り立つものだと思う。	
「地域のまちづくりは住民自らの努力で行うことを基本とし、“住民の参加（参画を含む）・協働”と補完性の原則に立つ“住民自治”の考え方により行われるものであることを確認する。」とすることを提案する。	

(3) 条例素案に関する意見

② 前文について (つづき)

ご意見の概要	市の考え方
町田市の将来の姿、目標とする市の将来像（本来ならば基本構想に記載されるだろう「理念」もしくは「スローガン」）を掲げることを提案する。	ご意見を参考に、表現を精査します。なお、条文で表現しきれない部分については、条例制定後に作成する予定の逐条解説で補足したいと考えています。
「市民は、主権者として地方政府である町田市に、まちづくりの一部を信託している。市は、その信託に基づいて政策を定め、市政を運営していく」ことを明記すべきである。	
「町田市の歴史・文化、恵まれた自然環境や住環境を次の時代へ引き継ぐために市民は、行政・事業者と力を合わせていく」ことを明記すべきである。	
自治基本条例は、地方政府の最高規範（まちの憲法）として位置付け、他の個別条例との関係を整理し、体系化を図ることが必要である。そのことを明記すべきであり、素案での表現「自治の礎として」は不明確で解りづらい表現である。	本条例は、最高規範性をうたうものではありませんが、町田市における「自治の礎」と位置づけ、今後の市政運営においては、この条例の趣旨を尊重した取り組みを進めています。なお、条文で表現しきれない部分については、条例制定後に作成する予定の逐条解説で補足したいと考えています。
憲法の要でもある「基本的人権の尊重」という表記も必要である。	本条例は、簡潔な条例とするため、他の法令に規定がある事項について重ねて規定することは、できるだけ避けています。
「成長を続ける条例」にする考え方は大賛成。(同様1件)	趣旨をご理解いただき、ありがとうございます。なお、「成長を続ける条例」という考え方については、前文ではなく、本則の規定に反映します。

③ 目的について (うち4件)

ご意見の概要	市の考え方
より成熟した「協働型社会」の実現を図るという表現は曖昧であり、「市民自治の確立を図ること」こそ、自治基本条例の第一の目的にすべきである。また、「自己責任、自己決定による自治の運営を実現する」という条文も必要である。	「協働型社会」とは、市民を主体として、市民と市または市民同士が協働してまちづくりを推進する社会であると考えており、この趣旨がわかるように条文化をしたいと考えています。また、「自己責任、自己決定」という考え方は、自治の概念に含まれていると考えています。
条例制定の目的として、まず先に、石阪市長が選挙公約で掲げた「市民協働のまち」を実現することを挙げるのが妥当である。	ご意見を参考に、市民と市または市民同士が協働してまちづくりを推進する社会の実現を目指す条例としたいと考えています。
「住民の参加と協働による地域のまちづくりの住民自治に関する仕組みを制度として定めること」を明記すべきである。(同様1件)	

(3) 条例素案に関する意見

④ 定義について (つづき)

ご意見の概要	市の考え方
「市民同士は情報を共有する」という表現では、プライバシーや知的財産権も他人に教えなければならぬと誤解されるため、「情報」は定義に置かず、「市民同士は、まちづくりや市政を推進するために必要となる公共的な情報を相互に共有する」とすべきである。	ご意見を参考に、誤解のないよう表現を精査します。
「協働」の定義をより具体的に説明をいただきたい。市民側から見て「対等な立場」がどのように可能なのか、実現の仕組みを明らかにしていただきたい。	ご意見を参考に、表現を精査します。なお、「協働」には様々な形態が想定されることから、多様なあり方を包含できる表現を検討します。
「自治」について定義すべきである。	本条例では、一般的な意味で使用している用語については、定義していません。
「事業者等」について定義すべきである。	「事業者等」については、「市内で事業を行う個人又は法人その他の団体」として、「市民」に含めて定義しています。

⑤ 自治の基本理念について (うち4件)

ご意見の概要	市の考え方
「まちづくりの主役は、市民であること」という表現は抽象的かつ曖昧である。「市政は市民主権、市民参画に基づいておこなわれます」という表現が適切である。	ご意見を参考に、表現を精査します。なお、条文で表現しきれない部分については、条例制定後に作成する予定の逐条解説で補足したいと考えています。
「市民が行うまちづくり」の前に「自らを正しく律する」を加える。	
市は補完性の原則に基づく改革を進める旨を規定すべきである。	まちづくりは、市民を主体として、市民と市または市民同士が協働して推進されることを、自治の基本理念として規定します。
「性別年齢にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が充分に発揮される」という表現を入れてほしい。	ご指摘の内容は、「基本的人権の尊重」であると考えます。本条例は、簡潔な条例とするため、他の法令に規定がある事項について重ねて規定することは、できるだけ避けています。

⑥ 自治の基本原則について (うち5件)

ご意見の概要	市の考え方
「情報を相互に共有する」を「情報を相互に共有するよう努める」に改める。	まちづくりは、市民と市または市民同士が情報を相互に交換し、共有することにより推進されることを、自治の基本原則としたいと考えています。
「市民、市議会及び市の執行機関は、市民の立場になってまちづくりに関する互いの情報は共有する。」「市民と市及び市民同士は、協働でまちづくりを推進し、市民の自主的・自立的な参画が保障される。」とすること。	

(3) 条例素案に関する意見

⑥ 自治の基本原則について（つづき）

ご意見の概要	市の考え方
まちづくりは住民と地域の参加・協働により行い、市がこれを補完する旨を規定すべきである。	まちづくりは、市民を主体として、市民と市または市民同士が協働して推進されることを、自治の基本理念として規定したいと考えています。
市民はまちづくりに関する計画策定に参画する権利を有する旨を規定すべきである。	本条例は、町田市の自治に関して、個別の権利や責務（義務）を規定するのではなく、市民、市議会、市長等の基本的な役割を明らかにするものと考えています。
「市民参画の保障」、「知る権利の保障」、「説明・応答責任」、「平等な社会の実現」、「財政自治の原則」、「法令の自主解釈」、「情報共有」、「協働の原則」、「多様性尊重の原則」といった項目が書かれるべきである。	条例の実効性を高めるため、市民と市または市民同士が情報を共有し、協働してまちづくりを推進することに重点を置いた簡潔な条例とします。

⑦ 市民の役割について（うち9件）

ご意見の概要	市の考え方
単に「役割」ではなく、「権利と責務」とすべきである。（同様1件）	本条例は、町田市の自治に関して、個別の権利や責務（義務）を規定するのではなく、市民、市議会、市長等の基本的な役割を明らかにするものと考えています。
「市政に参加するよう努める」という表現ではなく、「市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画することができます」とすべきである。	
「説明責任・情報公開・提供を求める権利」、「参画・協働の推進を求める権利」「行政サービスを受ける権利」を明記すべきである。	
責務規定として、「本条例の遵守」「納税の義務」を明記すべきである。	
「市民は、まちづくりに参画する権利を有する。」「市民は、活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いに意見及び行動を尊重しなければならない。」と規定することを提案する。	
市民はまちづくりに参加するにあたっては、広い視野に立った発言と行動をするものとする旨を規定すべきである。	
「市長・副市長など主要公務員の解職請求権および就任権」、「議会の解散請求権」や「条例の制定・改廃請求権、事務監査請求権」についても権利条項で明記すべきである。	

(3) 条例素案に関する意見

⑦ 市民の役割について (つづき)

ご意見の概要	市の考え方
<p>「情報発信」と「情報収集」が何故「自治基本条例」上の市民の役割なのか理解に苦しむ。権利規定として、「市民は、市の計画立案・策定・決定・実施・評価の各段階への参画する権利があります」ということを明記すべきである。また、「市政への参加・参画をしないことを理由に不利益を受けない」という条項も必要である。</p>	<p>本条例は、町田市の自治に関して、個別の権利や責務（義務）を規定するのではなく、市民、市議会、市長等の基本的な役割を明らかにするものと考えています。市民の皆様には、可能な限り、まちづくりに関する情報の発信と収集するとともに、他の市民や市と協働してまちづくりを行っていただくようお願いしたいと考えています。</p>

⑧ 市の役割について (うち12件)

ご意見の概要	市の考え方
<p>市の役割を「市議会の役割」、「市長の役割」、「市の執行機関の役割」に分け、具体的にすること。(同様3件)</p>	<p>市長その他の執行機関の役割を明確にするため、条文化にあたっては、「市の役割」を「議会の役割」と「市長等の役割」に分けて規定します。</p>
<p>市の場合は「役割」ではなく、「責務（義務）」とすべきである。</p>	<p>本条例は、町田市の自治に関して、個別の権利や責務（義務）を規定するのではなく、市民、市議会、市長等の基本的な役割を明らかにするものと考えています。</p>
<p>市の責務に関する条項として、「参画・協働の推進」「説明責任・情報公開・提供」「個人情報保護」「自治行政権」「自治組織権」「自治財務権」「自治人事権」などが必要である。</p>	<p>ご意見を参考に、本条例では、市長等の役割として、協働の推進、情報共有の推進、個人情報の保護を規定します。なお、「自治行政権」「自治組織権」「自治財務権」「自治人事権」については、地方自治法に関連規定があります。本条例は、簡潔な条例とするため、他の法令に規定がある事項について重ねて規定することは、できるだけ避けています。</p>
<p>市は市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努める旨を規定すべきである。</p>	<p>ご意見を参考に、本条例では、市長等の役割として、市長等が保有する情報を積極的に、かつ、分かりやすく提供することを規定します。なお、現在、町田市では「情報公開から情報提供へ」として、「情報公開」よりも柔軟かつ迅速に対応できる「情報提供」を積極的に行うように努めています。</p>
<p>市は企画立案から実施までの過程に市民の参加と協働が行われるよう努める旨を規定すべきである。</p>	<p>ご意見を参考に、本条例では、市長等の役割として、市民と協働してまちづくりを推進するための制度及び体制を整備することを規定します。なお、現在、町田市では、主要な計画の策定過程において、市民アンケート、市民説明会、パブリックコメントなどを行っています。</p>

(3) 条例素案に関する意見

⑧ 市の役割について (つづき)

ご意見の概要	市の考え方
情報の共有と公開について、具体的に規定すること。	本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。具体的な事項については、情報公開条例など他の例規で規定しています。
「公立保育園の2園民営化」の計画は、2園を決定する前に、必要な情報の提供をする計画になっていないし、保護者の意見を積極的に聞こうというアンケートも行われていない。このような状況下で、この条例がきちんと機能するのかどうか疑問である。現状の体質を改めながら制定をしてほしい。	ご意見については、今後の市政運営の参考とさせていただきます。なお、本条例では市長等の役割として、市長等が保有する情報を積極的に、分かりやすく提供することと、市民と協働してまちづくりを推進するための制度及び体制を整備することを規定します。
コミュニティ活動の役割を尊重して積極的に支援することや、活動拠点を整備することを規定する必要がある。	ご意見については、今後の市政運営の参考とさせていただきます。なお、本条例では市長等の役割として、市民の自主性を尊重し、市民が行うまちづくりを積極的に支援することを規定します。
市の出資団体に関して、「市との関係と経営状況などに関して資料を作成し、毎年度公表しなければならない」という規定をおくべきである。	町田市情報公開条例の趣旨にのっとり、外郭団体の基本情報調査票を公表しています。引き続き、積極的な情報提供に努めます。

⑨ 条例の改正等について (うち2件)

ご意見の概要	市の考え方
条例改正等は積極的に取り組んでほしい。 検証の主体は市民でなければならない。制定時だけでなく、改定時にも一定のシバリ(例えば住民投票など)をかけるべきである。	ご意見を参考に、検証方法について検討を行います。

(4) 自治を推進するための制度や仕組みに関する規定を条例に盛り込むことを求める意見
(16件)

ご意見の概要	市の考え方
住民の参加と協働による住民自治を推進するための仕組みを具体的に規定する必要がある。(同様2件)	本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。個別の仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。なお、市民参加や協働を推進するための取り組みとしては、町田市情報公開条例や町田市パブリックコメント実施要綱など個別の例規を制定して取り組んでいます。

(4) 自治を推進するための制度や仕組みに関する規定を条例に盛り込むことを求める意見
(つづき)

ご意見の概要	市の考え方
<p>市政の問題抽出、計画、実行、評価について、必要な費用、効果（成果及び達成度）、スケジュールを途中経過も含めて、定期的に数値を含めて公表することを明記いただきたい。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。個別の仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。なお、市の主要な施策や取り組みについては、毎年、中期経営計画の取り組み状況や、部長の「仕事目標」成果として取りまとめ、公表しています。</p>
<p>市は審議会その他の附属機関の会議を原則として公開する旨を規定すべきである。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。個別の仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。なお、町田市審議会等の会議の公開に関する条例において、会議の公開の原則を規定しています。</p>
<p>市は審議会その他の附属機関の委員に公募による委員を加える旨を規定すべきである。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。個別の仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。なお、附属機関の設置目的等により、必要に応じて公募委員にご参加いただいています。</p>
<p>市は基本計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続きを公表し、参加する者の公募を行う旨を規定すべきである。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。個別の仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。なお、計画の内容等により、必要に応じて公募委員にご参加いただいています。</p>
<p>パブリックコメント(手続要綱)を法制化(条例化)してほしい。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。個別の仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。ご意見を参考に、パブリックコメントの運用状況を検証、検討します。</p>
<p>住民投票に関する規定をおくべきである。その際、「常設型住民投票制度の創設」とすることが重要である。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。具体的な仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。なお、住民投票につきましても、結果の拘束力、発議権や投票権の範囲など、慎重に検討する必要があるため、今後の課題として認識しています。</p>
<p>住民のまちづくり活動等を支援する部署を設置する旨を規定すべきである。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。具体的な仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。なお、町田市組織規則において、市民活動の支援に関すること担当する部署として、市民部に市民協働推進課を置いています。</p>

(4) 自治を推進するための制度や仕組みに関する規定を条例に盛り込むことを求める意見
(つづき)

ご意見の概要	市の考え方
<p>「市長への手紙」「市へのご意見」などによって提出された要望や意見を町内会・自治会、商店会等において整理し、市民が出来ることと行政に任せること、市民と市が協働で処理する問題に分類することを条例に盛り込むことを提言する。</p>	<p>本条例では、簡潔な条例とするため、基本的な事項のみを規定します。具体的な仕組みについては、個別の施策の中で検討を行います。ご意見については、今後の市政運営の参考とさせていただきます。</p>
<p>町内会・自治会、商店会、NPO、事業者等の組織と行政の各機関を直接結びつけ、より直接的に市民からの意見・情報の収集を行うことを条例に盛り込むことを提言する。</p>	
<p>町内会・自治会の区域または隣接する複数の町内会・自治会の区域において、住民参加協働協議会または地域振興委員会を設置する旨を規定すべきである。</p>	
<p>町内会・自治会地区連合会の地区において、住民自治組織地域連合会を設置する旨を規定すべきである。</p>	
<p>市民自治の推進機関「(仮称)市民自治推進委員会」の設置規定もおくべきである。</p>	
<p>市との協働を担う団体は、オープンで民主的な組織構造を持ち、全ての構成員の中から常に最適の人が代表として選ばれるような「協働資格基準」のようなルールを準備しておくべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

(5) 自治を推進するための具体的な取り組みに関する意見 (9件)

ご意見の概要	市の考え方
<p>協働の担い手としての市職員の能力アップや、人事配置上の配慮が必要である。</p>	<p>ご意見を参考に、職員の人材育成や適正な人事配置に努めます。</p>
<p>提案されたパブリックコメントを概要ではなく全文を公表してほしい。</p>	<p>パブリックコメントで提出された意見等に対する市の考え方を公表する際には、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約して公表することにしています。</p>
<p>この機会に、自治基本条例を最高規範として、「職員のサービスの宣誓に関する条例」、「審議会等の会議の公開に関する条例施行規則」、「審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」、「職員の公益通報に関する要綱」、「住民投票の実施の請求に関する規則」、「非営利団体との協働に関する基本方針」等を定め、市民が積極的に参加できる環境づくりを要望する。</p>	<p>「職員のサービスの宣誓に関する条例」、「審議会等の会議の公開に関する条例」、「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」、「公益通報に関する規則」につきましては、既に制定済みです。また、「市民活動団体との関わりに関する基本的指針」につきましては、現在検討を行っているところです。なお、住民投票につきましては、結果の拘束力、発議権や投票権の範囲など、慎重に検討する必要があるため、今後の課題として認識しています。</p>

(5) 自治を推進するための具体的な取り組みに関する意見（つづき）

ご意見の概要	市の考え方
市長記者会見、「まちテレ」そのものの広報が行き渡っていない。何時、何処でもそのものを容易に見られる機会と場をつくり、その広報も必要である。	ご意見を参考に、より分かりやすい広報に努めます。
現在、市で担当していることで市民団体が処理可能なことを明確にする。	ご意見については、今後の市政運営の参考とさせていただきます。
路上駐車 の注意ステッカーを貼る権限を自治会に持たせ、その後に警察が取り締まるようにすべきである。	
ビン・カン等の資源ごみの集積所を自治会が管理するようにすべきである。自治会未加入者からは、処分費用を実費徴収して処分し、違反者には罰則を設けるべきである。	
住民の各団体への所属を義務付ける。これは防災・防犯対策、高齢化支援対策、子育て支援対策としても必要である。	ご意見として承ります。
全日勤務型の市議員と必要に応じて勤務する市議員に分ける。全日勤務型の市議員は、現在の約半数（18名～20名）に限定し、各地域の団体を代表する市議会議員は勤務比例報酬とし、定数は団体の規模に応じた人数（20名前後）とする。	ご意見として承ります。

(6) その他（1件）

ご意見の概要	市の考え方
パブリックコメント参考資料に書かれている用語の定義が広報まちだ（8月1日号）に掲載されていないため、広報を読んだだけでは分からない。	ご意見を参考に、より分かりやすい広報に努めます。

○ 問い合わせ先

町田市政策経営部企画政策課

〒194-8520 町田市中町1-20-23

TEL 042-724-2103

FAX 042-724-3072